

《 除雪・排雪ご協力のお願い 》

回
覧

●道路への雪出しについて

道路への雪出しは、道路法や道路交通法で禁止されています。

重機などを使って行う道路への雪出しは、道路幅が狭くなり、交通障がいや事故原因になる恐れ、除雪作業の妨げとなりますので、道路への雪捨てをしないよう、ご協力をお願いします。雪は、自宅敷地内に置くか、町指定の雪捨て場（大和町町有地）に捨てるよう、ご協力をお願いします。

なお、道路への雪出しが頻繁なようであれば、除雪を中断する場合がありますので、絶対に行なわないで下さい。



●冬期間の路上駐車は危険

除雪作業の際、吹雪などで視界が悪い時に路上駐車があると大変危険であり、車が駐車している箇所は除雪ができないため、交通障がいの原因になります。特に流雪溝区域や夜間等の路上駐車はしないようにご協力をお願い致します。



●雪捨て場について

雪捨て場は、コスモスタンド南側の大和町町有地となっています。なお、運搬された雪のためにダンプやトラックの進入が困難となったなどの場合には、下記窓口までご連絡下さい。

